(2)　国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類する事業に係る点検、測量その他の業務を一体的に行うよう構成された小型無人機及び当該小型無人機に係る当該業務に応じ使用する撮影機器その他の機器並びにこれらに係るプログラムの集合体（第二条第一項第二号関係）

(3)　国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類する事業に係る業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体であって、その開発、提供及び維持管理並びに導入がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが(1)及び(2)に掲げるものに準じて必要なもの（第二条第一項第三号関係）

(二)　この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理をいうこととした。（第二条第二項関係）

3　基本理念等

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入（以下「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」という。）は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うという基本理念を定めるとともに、国及び事業者の具体的な責務を定めることとした。（第三条～第五条関係）

4　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表することとした。（第六条関係）

5　特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定等

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者が作成する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。）についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第七条及び第八条関係）

6　特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定等

特定高度情報通信技術活用システムの導入を行おうとする事業者が作成する特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第九条及び第一〇条関係）

7　株式会社日本政策金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫は、指定金融機関に対し、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた事業者又は特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）が５の認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「認定開発供給計画」という。）又は６の認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「認定導入計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務を行うことができることとした。（第一一条～第二二条関係）

8　中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が資金の調達を図るために発行する株式等の引受け及び当該引受けに係る株式等の保有ができることとした。（第二四条関係）

9　中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定、保険料率の引下げ等の措置を講ずることとした。（第二五条関係）

10　課税の特例

認定導入計画に従って実施される２の(一)の(1)に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの導入を行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。（第二六条関係）

11　国等の配慮

国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は、特定高度情報通信技術活用システムの導入に当たっては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることに最大限の配慮をするよう努めることとした。（第二八条関係）

12　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（法律第三八号）（経済産業省）

1　目的

この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義等

(一)　この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」という。）を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの（次のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務をいうこととした。（第二条第一項関係）

(1)　当該役務を利用して商品等を提供しようとする者（２の(一)の(1)及び(2)において「提供者」という。）の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者（２の(一)の(1)において「被提供者」という。）の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係